

高知県介護福祉士会会則

(目的)

第1条 この会は、社会福祉における専門的実践と研究の交流をとおして、介護福祉士としての心・技の資質向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、高知県介護福祉士会（以下「本会」という。）と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本県の介護福祉の推進に必要な調査及び研究
- (2) 会員の資質向上を図るためのセミナー及び研修会の開催
- (3) 県内外の社会福祉関係団体等との連携及び交流
- (4) 県内外の福祉、保健、医療、その他関係機関並びに団体等との連携及び情報交換
- (5) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の二種とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法第28条の規定により介護福祉士として現に登録されている者であり、かつ、公益社団法人日本介護福祉士会の会員であって、高知県内に住所又は勤務先を有し、当会の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 前号に規定する介護福祉士として登録されている者以外の者であって、当会の事業を賛助するために入会した者

(会費)

第5条 正会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が退会した場合には、すでに納入された会費は返還しない。

(退会及び会員資格の喪失)

第6条 正会員が退会しようとするときは、その理由を明らかにして会長にその旨を届け出なければならない。

2 公益社団法人日本介護福祉士会の会員資格を喪失するに至った時は、本会の正会員資格も喪失する。

3 賛助会員にあつては、第4条第1号に規定する介護福祉士として登録されるに至ったとき、又は、賛助会費を納入しなかったときは会員資格を喪失する。

(警告)

第7条 正会員及び賛助会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の決議によって当該正会員及び賛助会員に対して、文書にて警告することができる。

- (1) 本会の会則又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する迷惑行為をしたとき。
- (3) 本会の他の会員等にハラスメント等の迷惑行為をしたとき。
- (4) その他警告すべき正当な事由があるとき。

(除名)

第8条 正会員及び賛助会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、出席正会員（委任も含む）の3分の2以上の決議によって当該正会員及び賛助会員を除名することができる。この場合、その正会員及び賛助会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付けて除名する旨を通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会則又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 第7条警告に対し従わず、同様の行為を繰り返したとき。
- (4) その他除名すべき著しい正当な事由があるとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事12名以上18名以内
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とすることができる。但し、副会長は各ブロックより1名選出とする。

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。但し、監事のうち1人以内は、理事会の議決を経て、正会員以外の学識経験者から総会において選任する。

- 2 会長、副会長は、理事の互選により選任し、総会に報告する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事の選任に関する事項は、別途で定める。

(役員職務)

第11条 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは予め会長が指名する順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織する。
- 4 監事は、本会の事業及び会計を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第12条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第13条 理事会は、次に掲げる事項を掌る。

- (1) 予算、決算、事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 総会に付議する事項及び総会により付託された事項
 - (3) 特別顧問及び顧問の委嘱に関する事項
 - (4) その他会長が付議した事項
- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
 - 3 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
 - 4 前項の場合、出席できない理事からあらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会

に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 5 理事会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別顧問及び顧問)

第 14 条 本会に、特別顧問及び顧問を若干名置くことができる。

- 2 特別顧問は、多年にわたり本会に功績がある者を、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 特別顧問は会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、学識経験者など理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 5 顧問は、本会の運営に関し助言及び相談に応じる。

(総会)

第 15 条 総会は、毎年 1 回、会長が招集し、開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、または正会員の 3 分の 2 以上の請求があるときは、臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 予算、決算、事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 規定の制定及び改廃に関する事項
- 3 総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって、総会に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。

(経費)

第 16 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他収入を持って充てる。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会則の変更)

第 18 条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の議決を要する。

(事務局)

第 19 条 本会の事務局は、高知県社会福祉協議会（所在地：高知市朝倉戊 375-1・高知県立ふくし交流プラザ内）に置く。

(その他)

第 20 条 本会の運営について、この会則に定めるほか、必要な事項は理事会に諮り、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成 3 年 5 月 25 日から施行する。

附則

この一部改正会則は、平成 8 年 5 月 11 日から施行する。

附則

この一部改正会則は、平成 9 年 5 月 10 日から施行する。

附則

この一部改正会則は、平成 19 年 6 月 9 日から施行する。

附則

この一部改正会則は、平成 21 年 6 月 14 日から施行する。

附則

この一部改正会則は、平成 24 年 4 月 24 日から施行する。

附則

この一部改正会則は、平成 25 年 4 月 27 日から施行する。

附則

この一部改正会則は、平成 27 年 4 月 25 日から施行する。

附則

この一部改正会則は、平成 28 年 4 月 23 日から施行する。

附則

この一部改正会則は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。